平成31年3月12日

毎週月,水,金曜日発

富山県報

号 外

目

次

選挙管理委員会告示

○公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消し 1

告 示

富山県選挙管理委員会告示第27号

公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定の 取消しについて

公職選挙法(昭和25年法律第 100号) 第 161条第1項第3号に規定する公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設として指定されていた次の施設について、指定を取消した旨、射水市選挙管理委員会から報告があったので告示する。

平成31年3月12日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

施設の名称	所 在 地
本江体育館	射水市本江北 142番地

平成31年3月12日印刷発行

発 行 富